

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所
ショートステイセンターつむぎ 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設するショートステイセンターつむぎ（以下「当事業所」という。）が実施するユニット型指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとする。

2 当事業所は、居宅介護支援事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、事業の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを受けることができるよう必要な援助に努めるものとします。

(事業所の名称等)

第4条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイセンターつむぎ
- (2) 所在地 札幌市手稲区前田2条10丁目1番7号
(介護老人福祉施設手稲つむぎの杜内)

(従業者の職種、員数)

第5条 事業に従事する短期入所生活介護従事者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の

通りとする。ただし、利用者の処遇上必要と認めるときには、職種の定数を上回る職員を置き、又一部職種については兼任又は兼務することができる。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 管理者 | 1名（常勤） |
| (2) 医師 | 1名（非常勤・嘱託） |
| (3) 生活相談員 | 1名以上（常勤） |
| (4) 看護職員 | 3名以上（常勤換算） |
| (5) 介護職員 | 27名以上（常勤換算） |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (7) 管理栄養士 | 1名以上（常勤） |
| (8) 事務員 | 4名 |

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める短期入所生活介護従事者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じた健康管理、療養上の指導等を行う。
- (3) 生活相談員は、利用者及び家族の日常生活全般の相談を行う。また、相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画及び指定介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。
- (4) 看護職員は、利用者の心身の状況に応じた看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じた日常生活の介護を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。
- (7) 管理栄養士は、利用者の必要な栄養管理を行う。

（ユニット数及び利用定員）

第7条 当事業所のユニット数及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 1ユニット（1階1ユニット）
- (2) 利用定員10名

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容）

第8条 事業の内容は次の通りとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助

- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービス提供

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料その他の費用の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を別に定める料金表により支払いを受ける。
 - (2) 利用料として、食費、滞在費、利用者が選定する特別な食事の費用及び日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、その他の費用等の利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
 - (3) 食費及び居住費において、国が定める負担限度額（第1段階から第3段階まで）の利用者負担額については、料金表に提示する。
- 2 当事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容の変更及び費用の変更がある場合には予め利用者に対し説明を行い、同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、札幌市手稲区、西区、小樽市銭函地区、石狩市花川地区とする。

(身体の拘束等)

第11条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者に対して身体拘束は行わない。但し、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を攻撃してはならない。
- (2) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

- (3) 喫煙は、原則館内は禁煙とする。
- (4) 安全衛生を害する行為をしてはならない。
- (5) 設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示に従わなければならない。
- (6) 事業所は、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理、決定できる権限の委任を頂いたこととする。
- (7) 入居者及びその家族から施設職員等に対してカスタマーハラスメント行為は禁止する。

(緊急時における対応方法)

第 13 条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、有資格者を充てる。
- (2) 火元責任者には、当事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、短期入所生活介護従業者に対して防災教育及び防火等訓練を実施する。また、訓練実施にあたっては、地域住民や関係機関を交え、所轄消防署との連携を図り、実効性のあるものとなるように努める。

①防災教育・・・・・・・・・・・・・・・・採用時及び年 2 回以上

②消火訓練・・・・・・・・・・・・・・・・年 2 回以上

③避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・年 2 回以上

④通報訓練・・・・・・・・・・・・・・・・年 1 回以上

⑤非常災害設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・・随時

※総合訓練を 1 回実施した場合は、②～④の各訓練をそれぞれ 1 回実施したものとする。又、うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う。

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故対応及び損害賠償)

第 15 条 当事業所は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡し、必要な措置を講ずる。その際、事故対応簿等を備え事故内容とその対応内容を記録する。また、あらゆる機会を通じて再発防止に努める。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、当事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(虐待防止に向けた体制等)

第 16 条 当施設は、虐待発生防止に向け、下記事項を定め適切に実施するための専任の担当者を充て実施するものとする。

(1) 当施設では、身体拘束・虐待防止委員会を設ける。その責任者は施設長とする。

(2) 身体拘束・虐待防止委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針(別紙)の策定、虐待等相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。

(3) 職員は、年 2 回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事実が発生した場合には、施設長は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について職員へ周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い再発防止に努める。

(職員の服務規律)

第 17 条 短期入所生活介護従業者は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

(1) 親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努めるよう心掛ける。

(職員の勤務条件)

第 18 条 短期入所生活介護従業者の就業に関する事項は、別に定める就業規則による。

(職員の質の確保)

第19条 短期入所生活介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の健康管理)

第20条 短期入所生活介護従業者は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。但し、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理・感染対策等)

第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の予防のための対策を検討する会議（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする）をおおむね6ヶ月に1階以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

(個人情報保護)

第22条 当事業所の個人情報保護に関する取り扱いを以下のとおりとする。

- (1) 当事業所は、個人情報の取り扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、利用者及びその家族に関する情報を適正に保護する。
- (2) 当事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後においてもその秘密を保持する。
- (3) あらかじめ文書により利用者及び家族の同意を得た場合は、前項の規定に

関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとする。

- (4) 当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、職員の退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とし担保する。
- (5) 個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合は、当事業所が別に定める苦情処理の体制と手順の規定を一部準用して迅速かつ適切な処理に努める。

(苦情対応)

第 23 条 当事業所の苦情の対応を以下のとおりとする。

- (1) 当事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てや相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。
- (2) 当事業所は、利用者からの苦情について、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を市町村又は国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 24 条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画書について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

(職場におけるハラスメント)

第 25 条 施設は適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講ずる。

(掲示)

第 26 条 事業所は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

- 2 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(その他運営についての留意事項)

第 27 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。

3 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、別途協議し決定する。

附 則

この運営規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正する。

この運営規程は、令和元年 6 月 1 日から改正する。

この運営規程は、令和 2 年 11 月 1 日から改正する。

この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改正する。

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より改正する。